

対象期間・申請スケジュール

「事業者登録」以降に着手した物件が対象です。
対象期間内に契約していても、事業者登録より前に着手した物件は申請対象外となります。

工事請負契約

2021年11月26日～2023年2月28日(予定)

事業者登録

2022年1月11日～2023年3月31日(予定)

工事の実施

事業者登録以降

交付申請期間

2022年3月28日～2023年3月31日(予定)※工事後申請 *1

交付申請の予約(任意)※1

2022年3月28日～2023年2月28日(予定)*1

※1 交付申請の前に、交付予定額を任意で確保(予約)できます。予約した場合は、予約手続きから3ヶ月または2022年10月31日のいずれか早い日までに交付申請を行う必要があります。また、予約にあたりポータル上で所定の手続きが必要になります。*1締め切りは「予算に執行状況に応じて公表

対象となる住宅・補助額

所有者等が、施工者と工事請負契約をして実施するリフォームが対象です。

世帯による上限金額

世帯	上限額(円/戸)
一般住宅	300,000円/戸
安心R住宅を購入しリフォームを行う場合 自ら居住することを目的に購入した住宅で、 売買契約締結後、3カ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること。	450,000円/戸
若者夫婦世帯・子育て世帯 自ら居住する住宅であること。	450,000円/戸
若者夫婦世帯・子育て世帯で、既存住宅を購入しリフォームを行う場合 自ら居住することを目的に購入した住宅で、売買契約締結後、 3カ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること。	600,000円/戸

■若者夫婦世帯とは
申請時点において夫婦
であり、2021年4月1日
時点でいずれかが39歳
以下である世帯。

■子育て世帯とは
申請時点において、
2021年4月1日時点で
18歳未満の子がいる
世帯。



対象となる工事・補助額

- ・①～⑧の合計補助額を申請できます。①～③いずれかの工事が必須となります。
- ・合計50,000円以上から申請できます。①～⑧の中で重複して該当する場合、いずれか高い補助額のみを合算します。
- ・一部の工事を除き、対象製品を用いて改修する必要があります。対象製品は後日事務局ホームページで公開予定です。

①開口部の断熱改修

※内窓・外窓・ドアは、枠外寸法で面積計算。ガラス交換は、ガラスの寸法で面積計算。

大きさ	ガラス交換		内窓設置(交換もOK)・外窓交換		ドア交換	
	面積	補助額(円/枚)	面積	補助額(円/窓)	面積	補助額(円/箇所)
大	1.4㎡以上	8,000円	2.8㎡以上	21,000円	開戸1.8㎡以上 引戸3.0㎡以上	32,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	6,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	16,000円	-	-
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	14,000円	開戸1.0㎡以上 引戸1.0㎡以上	28,000円

★仕様例【窓】… アルミサッシ+一般複層ガラス、内窓(1枚ガラス)

★仕様例【ドア】… フラッシュ構造+一般複層ガラス ※ガラスを入れる場合断熱タイプ。ガラスのないものも対象

- ・①～⑧の合計補助額を申請できます。①～③いずれかの工事が必須となります。
- ・合計50,000円以上から申請できます。①～⑧の中で重複して該当する場合、いずれか高い補助額のみを合算します。
- ・一部の工事を除き、対象製品を用いて改修する必要があります。対象製品は後日事務局ホームページで公開予定です。

②外壁・屋根・天井、床の断熱改修(戸建住宅の場合/共同住宅は数値が異なります)

熱伝導率 (W/m・K)	外壁		屋根・天井		床	
	最低 使用量	補助額 (円/戸)	最低 使用量	補助額 (円/戸)	最低 使用量	補助額 (円/戸)
[区分：A-1～C] 0.052～0.035	6.0㎡	102,000円/戸	6.0㎡	36,000円/戸	3.0㎡	61,000円/戸
	3.0㎡	51,000円/戸	3.0㎡	18,000円/戸	1.5㎡	30,000円/戸
[区分：D～F] 0.034以下	4.0㎡	102,000円/戸	3.5㎡	36,000円/戸	2.0㎡	61,000円/戸
	2.0㎡	51,000円/戸	1.8㎡	18,000円/戸	1.0㎡	30,000円/戸

※1 断熱材区分A-1～CとD～Fを併用する場合は、D～Fの使用量を1.5倍し、A-1～Cの使用量と合算して計算する。

※2 部分断熱の場合(最低使用量が少ない方)の場合は、間仕切壁も含む。

※3 部分断熱の場合は、最上階以外の天井の最低使用量は床の数値を適用する。

※4 基礎断熱の場合は、床の最低使用量の0.3倍で計算する。

③エコ住宅設備の設置

エコ住宅設備の種類		補助額
太陽熱利用システム		24,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	19,000円/台
	上記以外	17,000円/台
高断熱浴槽		24,000円/戸
高効率給湯機		24,000円/戸
節湯水栓		5,000円/台

※トイレと水栓は台数でカウント可能

④子育て対応改修

(i)家事負担の軽減に資する設備の設置

対象工事の種類		補助額
ビルトイン食器洗機		19,000円/戸
掃除しやすいレンジフード		10,000円/戸
ビルトイン自動調理対応コンロ		13,000円/戸
浴室乾燥機		20,000円/戸
宅配ボックス	住戸専用の場合	10,000円/戸
	共用の場合 (上限20ボックス)	10,000円/ ボックス

④子育て対応改修

(ii)防犯性の向上に資する開口部の改修

大きさ	外窓交換		ドア交換	
	面積	補助額 (円/窓)	面積	補助額 (円/箇所)
大	2.8㎡以上	29,000円	開戸1.8㎡以上 引戸3.0㎡以上	43,000円
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	20,000円	-	-
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	17,000円	開戸1.0㎡以上 引戸1.0㎡以上	31,000円

※防犯建物部品(CPマークを取得したもの)が対象製品となります。

※外窓・ドアは、枠外寸法で面積計算。

- ・①～⑧の合計補助額を申請できます。①～③いずれかの工事が必須となります。
- ・合計50,000円以上から申請できます。①～⑧の中で重複して該当する場合、いずれか高い補助額のみを合算します。
- ・一部の工事を除き、対象製品を用いて改修する必要があります。対象製品は後日事務局ホームページで公開予定です。

④子育て対応改修

(iii)生活騒音への配慮に資する開口部の改修

大きさ	ガラス交換		内窓設置（交換もOK） 外窓交換		ドア交換	
	面積	補助額 (円/枚)	面積	補助額 (円/窓)	面積	補助額 (円/箇所)
大	1.4㎡以上	8,000円	2.8㎡以上	21,000円	開戸1.8㎡以上 引戸3.0㎡以上	32,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	6,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	16,000円	-	-
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	14,000円	開戸1.0㎡以上 引戸1.0㎡以上	28,000円

※遮音性能T1以上または遮音等級2以上が対象製品

※ガラス交換は、ガラスの寸法で面積計算。内窓・外窓・ドアは、枠外寸法で面積計算。

④子育て対応改修

(iv)キッチンセットの交換を伴う対面化改修 補助額 86,000円/戸

※キッチンセットの「移設」は対象外

設備条件	以下①～④のすべてを有する ①キッチン用シンク（給排水設備と接続されていること） ②調理台 ③コンロ（IH含む） ④調理室用の換気設備
改修後の レイアウト条件	①から③の少なくとも2つ以上の設備に正対して立った位置から、 リビングまたはダイニングの過半を見渡すことができること。

⑤耐震改修

旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる工事 補助額 150,000円/戸

⑥バリアフリー改修

対象工事の種類	補助額（円/戸）
手すりの設置	5,000円/戸
段差解消	6,000円/戸
廊下幅等の拡張	28,000円/戸
ホームエレベーターの新設	150,000円/戸
衝撃緩和量の設置 *4.5畳以上	17,000円/戸

※バリアフリー工事は全て種類でカウント。手すり2本でも1カウント

リフォーム

こどもみらい住宅支援事業 概要

- ・①～⑧の合計補助額を申請できます。①～③いずれかの工事が必須となります。
- ・合計50,000円以上から申請できます。①～⑧の中で重複して該当する場合、いずれか高い補助額のみを合算します。
- ・一部の工事を除き、対象製品を用いて改修する必要があります。対象製品は後日事務局ホームページで公開予定です。

⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

エアコンの冷房能力	補助額（円/台）
3.6kW以上	24,000円/台
2.2kW超～3.6kW未満	22,000円/台
2.2kW以下	19,000円/台

※指定の試験機関などで効果が確認されたエアコンであること

⑧リフォーム瑕疵保険への加入

1契約あたり 補助額 7,000円

事業者登録に必要な書類

※赤字のものは所定の様式あり。

【必須】

- ・こどもみらい住宅支援事業登録申請書 ※印鑑証明書に登録された実印
- ・印鑑証明書（発行から3ヶ月以内）
- ・補助金支払口座情報（口座番号、通帳のコピー）

事業者登録後、
希望する場合は
WEB上で情報公開。

【追加】

<法人の場合>

- ・法人登記の登記事項証明書コピー（発行から3ヶ月以内、現在事項が確認できるもの）

申請に必要な書類

- ・本事業用・共同事業実施規約(リフォーム用) ※赤字のものは所定の様式あり。
- ・工事請負契約書（分離発注の場合、すべての事業者との工事請負契約書）
- ・対象工事内容等に応じた性能を証明する書類
- ・対象工事内容に応じた工事写真
- ・工事発注者の本人確認書類 等



<若者夫婦世帯、子育て世帯に該当する場合>

- ・工事発注者の本人と家族構成の確認ができる住民票（世帯票）のコピー 等



<既存住宅購入を伴う場合>

- ・不動産売買契約書
- ・不動産登記の全部事項証明書
- ・購入した既存住宅に入居が確認できる住民票のコピー
- ・安心R住宅調査報告書のコピー（若者夫婦世帯・子育て世帯以外）

申請手続きは、
オンラインで
行います。

最新情報・詳細は、公式WEBサイトをご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業事務局:0570-033-522 受付時間:9:00～17:00(土日祝含む)

事務局ホームページ <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>